

児童手当・特例給付 認定請求書

請配 保留番号

請求年月日 受付区民係 受付年月日 認定年月日 発送年月日 認定番号

請求者(主たる生計維持者) 氏名 住所 加入年金 支払希望金融機関 所得等の状況

配偶者 有・無 職業 電話 生年月日 住所

児童 (満十八歳到達の年度末前の全ての児童) 氏名 続柄 生年月日 監護の有・無 生計関係 海外留学をしている場合の出国年月 該当する場合は○で囲む 児童の年齢 該当欄に○印

裏面の記入上の注意をお読みいただき、太枠の中を記入してください。記名・押印に代えて、署名することができます。

総所得金額 雑損控除・医療費控除 扶養人数計(①+②) 扶養人数・限度額(C) 加算額(③×6万)(D) 限度額(C+D)

所得合計額(A) 控除合計額(B) 所得額(A-B) 配偶者所得 請求者の控配 3歳未満 3歳以上~小学校修了前 中学生 計 支給開始月手当額

同日受付 被用区分 支給開始年月 前住所転出予定日(海外転入は転入日) 出生後15日以内もしくは出生同月内 乳・育 健康保険証(写) 年金加入証明書 支払金融機関 戸籍附票 受付 入力 入力後点検 通知書点検 子育て支援課確認欄(公簿舎)

備考

◆ 記入上の注意

- ① 「住所」は、住民票上の住所を記入してください。
1月1日時点の住所が、現在の住所と異なる場合に記入してください（1～5月分は前年の1月1日、6～12月分は本年の1月1日）。
 - ② 「加入年金」は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況（加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別）について、次により記入してください。
 - 加入している公的年金制度について、「ア」から「オ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。また、「オ」を○で囲んだ場合は、（ ）内に請求者の勤務先の部署名及び電話番号を記入してください。
 - 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
 - ③ 前年（1月から5月までの月分の認定請求については前々年。以下同様。）の所得についての市町村民税または特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した金額を記入してください。
なお、市町村民税または特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除または勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額をさらに控除した額を記入してください。
 - ④ 「扶養親族等及び児童の数」は、市町村民税または特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また（ ）内には、このうちの老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、親族でないが、前年の12月31日に生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
- 2 【配偶者】欄 ※配偶者に関する内容を記入してください。
- ① 「有・無」のどちらかに○をしてください。
※ 配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
 - ② 有に○をした場合は、配偶者の氏名、生年月日、職業、住所（1の①と同様に）を記入してください。
- 3 【児童】欄
- ① 請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する満十八歳到達の年度末前の全ての児童について、記入してください。
 - ② 「生計関係」は、次により記入してください。
 - 「同一」は、児童が請求者自身の子、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
 - ③ 児童が海外に留学している場合には、「海外留学をしている場合の出国年月」に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。

◆ 添付書類について

この請求書には、次のうち該当する書類を添えて提出してください。

- 1 児童が他の市区町村に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- 2 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- 3 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 4 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 5 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 6 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童の養育関係及び請求者とその児童の養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- 7 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 8 記入上の注意の「1の④」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- 9 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類